

海外送金取引規定(共通版)

株式会社 RESPECT PAYMENT SERVICE Ceylon Remittance/Laxmi Remit/Bayan Remit

本規定は、当社の海外送金サービスに共通して適用します。送金先国固有の条件は、別紙「国・地域別サービス内容（スリランカ・ネパール・フィリピン）」に定めます。別紙は本規定の一部を構成します。

第1条(目的及び適用範囲)

- 1 本規定は、当社が第二種資金移動業として提供する海外送金サービス（以下「本サービス」といいます。）について、当社と利用者との間の権利義務及び利用条件を定めるものです。
- 2 本規定は、当社がアプリ、ウェブサイトその他当社所定の方法により受け付ける送金取引に適用します。資金移動業の名称、送金先国、取扱通貨、入金方法、払出方法、為替レートの決定方法、標準履行期間、営業日・営業時間及び手数料その他のサービス固有条件は、登録簿、その他当社が関係当局に届け出た内容に適合する範囲で、別紙「国・地域別サービス内容」及び送金依頼確定前のアプリ表示により定めます。
- 3 別紙「国・地域別サービス内容」は本規定の一部を構成し、本規定と別紙の内容が異なる場合は、当該送金先国又は地域に関しては別紙が優先します。

第2条(用語の定義)

- 1 本規定における主な用語の意味は、次のとおりとします。
 - (1) 「利用者」とは、当社との間で本サービスの利用契約を締結した者をいいます。
 - (2) 「送金依頼」とは、利用者が送金額、受取人、送金目的その他必要事項を入力し、当社に対して海外送金を申し込むことをいいます。
 - (3) 「海外提携先」とは、当社から送金指図又は受取処理を受託する銀行、資金移動業者、決済事業者その他の事業者をいいます。
 - (4) 「受取金融機関等」とは、受取人の銀行、ウォレット事業者その他の受取機関をいいます。
 - (5) 「取引条件」とは、送金額、手数料、適用為替レート、受取予定額、標準履行期間、受取方法その他当該取引に適用される条件をいいます。

第3条(利用契約の申込み及び成立)

- 1 利用者は、当社所定の方法により、利用者登録及び本サービスの利用を申し込むものとします。
- 2 当社は、本人確認、取引時確認、制裁対象者確認、反社会的勢力確認、利用目的その他必要な審査を行い、申込みを承諾したときに利用契約が成立します。
- 3 当社は、審査に必要な情報又は資料が不足する場合、内容に疑義がある場合、法令若しくは当社のリスク管理方針に適合しない場合その他相当の理由がある場合、申込みを承諾しないことがあります。

第4条(本人確認及び継続的顧客管理)

- 1 利用者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の関係法令に基づき、氏名、住所、生年月日、職業、取引目的その他当社が求める事項を申告し、本人確認書類その他の資料を提出するものとします。
- 2 利用者は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。

3 当社は、利用者のリスク、取引状況、法令改正その他の事情に応じて、登録後も利用者情報、送金目的、資金原資、収入・資産、受取人との関係その他の事項を確認し、資料の提出を求めることがあります。

4 利用者が必要な確認又は資料提出に応じない場合、当社は利用登録又は取引を保留、制限若しくは終了することがあります。

第5条(経済制裁、外為法及び通知義務)

1 当社は、外国為替及び外国貿易法、国際連合安全保障理事会決議に基づく措置、我が国、送金先国その他関係国・地域の経済制裁、資産凍結、輸出入・役務取引規制その他の規制に従い、利用者、受取人、実質的支配者、取引関係者、送金先国・地域、送金目的、資金原資及び取引の背景を確認します。

2 当社は、制裁対象者等との照合に当たり、氏名又は名称の正式表記、別名、旧名、通称名、外国語表記、生年月日、国籍、住所、所在地、実質的支配関係その他利用可能な識別情報を用いて確認します。

3 当社は、制裁対象者への直接又は間接の資金提供、制裁対象者が所有若しくは支配する者との取引、制裁対象国・地域若しくは規制対象目的に関係する取引、又は制裁回避若しくは迂回の疑いがある取引について、追加確認、取引保留、拒否、解除、資産凍結その他法令上必要な措置を行います。

4 当社は、法令上の通知義務その他の要請に従い、送金人及び受取人に関する情報を、取引経路上の金融機関、資金移動業者又は海外提携先へ正確かつ欠落なく通知します。必要な情報が不足し、又は正確性を確認できない場合、送金を実行しません。

第6条(禁止行為及び禁止される送金目的・取引)

1 利用者は、次の行為を行ってはなりません。

(1) 法令、公序良俗又は本規定に違反する行為

(2) 犯罪収益の移転、テロ資金供与、拡散金融、詐欺、資産隠匿、脱税その他の不正な目的で本サービスを利用する行為

(3) 第三者から依頼若しくは報酬を受けて自己名義で送金する行為、第三者に自己のアカウント若しくは認証情報を利用させる行為又は他人名義を利用する行為

(4) 送金目的、資金原資、受取人との関係その他の重要事項について虚偽の申告をする行為

(5) 制裁対象者、制裁対象者が所有若しくは支配する者、反社会的勢力その他当社が取引不適当と判断する者との取引、又は制裁回避若しくは迂回を目的とする取引

(6) 当社、海外提携先又は第三者のシステム若しくは業務を妨害する行為

(7) その他前各号に準ずる行為

2 当社は、送金目的、送金原資、受取人、取引関係者、対象となる貨物、役務、技術その他の取引内容が、外国為替及び外国貿易法その他の法令、経済制裁措置、公序良俗又は当社の取扱方針に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、当該送金を取り扱いません。

3 前項に該当する取引には、次に掲げるものを含みます。

(1) 経済制裁、資産凍結、輸出入規制、役務取引規制、仲介貿易規制その他の外為法上の規制に違反し、又はこれを回避する目的の取引

(2) 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入、北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う仲介貿易取引その他日本国が禁止する北朝鮮関連取引に係る送金

(3) 北朝鮮原産又は北朝鮮船積みの貨物について、中国、ロシア、韓国、東南アジアその他の第三国を経由し、原産地、船積地域又は取引関係者を偽装若しくは秘匿して購入、輸入、仲介又は決済する取引

(4) 北朝鮮産のエビ、カニ、しじみ、魚類、貝類、イカ、海藻その他の水産物及びその加工品を含む北朝鮮原産又は北朝鮮船積みの全貨物に係る購入代金、仲介代金、運送料、保管料その他の支払

(5) 武器、大量破壊兵器、その運搬手段又はこれらの開発、製造、使用等に関する貨物、役務又は技術に係る取引

(6) 輸出貿易管理令、外国為替令その他の安全保障貿易管理法令により許可、承認等を要する貨物、役務又は技術に係る取引で、必要な許可、承認等が確認できないもの

(7) 違法薬物、違法な武器、偽造通貨、盗品、児童性的虐待コンテンツ、人身取引、違法賭博、詐欺、恐喝その他の犯罪行為に関する取引

(8) テロ資金供与、拡散金融、制裁対象者への直接若しくは間接の資金提供又は規制対象目的に関する取引

(9) 法令により輸出、輸入、販売、所持、提供又は移転が禁止され、又は許可、承認若しくは届出を要する貨物、役務若しくは技術に係る取引で、必要な手続が確認できないもの

(10) その他、当社が法令遵守、利用者保護又は健全かつ適切な業務運営の観点から不適切と判断する取引

4 当社は、前項の確認のため、利用者に対し、契約書、請求書、原産地証明書、船荷証券、輸出入許可書、商品説明書、取引関係図その他必要な資料の提出及び説明を求めることができます。

5 利用者が前項の資料を提出しない場合、資料の内容に疑義がある場合、原産地、船積地域又は取引関係者を確認できない場合、又は制裁回避若しくは迂回取引のおそれがある場合、当社は送金依頼を保留し、拒否し、又は成立後の送金契約を解除することができます。

6 本条に掲げる貨物、役務及び技術は例示であり、取引時点で有効な法令、告示、制裁措置及び関係当局の公表内容が優先します。

第7条(反社会的勢力の排除)

1 利用者は、自ら及びその関係者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、これらと関係を有しないことを表明し、将来にわたり確約します。

2 利用者は、暴力的要求、法的責任を超える不当要求、脅迫的言動、風説の流布、偽計若しくは威力による信用毀損又は業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないものとします。

第8条(送金依頼及び取引契約の成立)

1 利用者は、当社所定の方法により、受取人情報、送金額、送金目的、資金原資、受取人との関係その他必要事項を入力し、取引条件を確認した上で送金依頼を行います。

2 個別の送金契約は、当社が必要な審査を完了し、送金資金及び手数料を受領し、送金依頼を承諾した時点で成立します。

3 利用者は、送金依頼の内容を正確に入力するものとし、受取人名、口座番号、ウォレット番号その他の情報に誤りがないことを確認するものとします。

第9条(送金資金の入金)

1 利用者は、別紙「国・地域別サービス内容」に定める銀行振込、Pay-easy、提携ATMその他登録簿その他当社が関係当局に届け出た内容に記載された方法のうち、当社が指定する方法により、自己名義で送金資金及び手数料を入金するものとします。

2 第三者名義による入金その他入金者と利用者との同一性を確認できない入金は、原則として送金に使用できません。

3 入金に要する金融機関等の手数料は、別途表示がある場合を除き、利用者の負担とします。

4 利用者から受領した資金は、送金目的のための資金であり、預金又は貯蓄のための資金ではありません。利息は付されず、送金に使用しない資金を滞留させることはできません。

第 10 条(為替レート及び受取予定額)

1 適用為替レートは、別紙「国・地域別サービス内容」に定める方法により決定します。各送金先国について、別紙に記載する海外金融機関から提供される為替レートに対し、登録簿に定める 1% の範囲内でスプレッドを上乗せして採用します。為替レートは原則として 10 時及び 14 時の 1 日 2 回更新します。

2 当社は、送金依頼の確定前に、適用為替レート、送金額、手数料及び受取予定額をアプリ等に表示します。利用者が表示された取引条件に同意して送金依頼を確定した時点のレートを、原則として当該取引に適用します。

3 為替市場の急変、海外提携先のレート変更、通信障害その他やむを得ない事情により表示した条件で処理できない場合、当社は利用者へ通知し、再同意を求め、又は取引を取り消すことがあります。

第 11 条(手数料)

1 利用者は、送金手数料、返金手数料その他当社所定の手数料を支払うものとします。

2 手数料の額及び計算方法は、別紙「国・地域別サービス内容」に定める上限額又は計算方法の範囲内で、送金依頼の確定前にアプリ、ウェブサイトその他当社所定の方法により表示します。

3 海外の受取金融機関等が控除する手数料その他当社の管理外で発生する費用がある場合、その取扱いは取引条件に表示します。

第 12 条(送金限度額及び取引制限)

1 本サービスによる 1 件当たりの送金額は、第二種資金移動業として法令上認められる範囲内とし、100 万円相当額以下とします。

2 当社は、利用者の属性、収入・資産、送金目的、取引頻度、送金先国、受取人その他のリスクに応じて、1 回、1 日、1 か月又は 1 年当たりの限度額その他の取引制限を設定することがあります。

3 送金先国、受取方法、海外提携先又は受取金融機関等に別の限度額がある場合、最も低い限度額を適用します。

第 13 条(標準履行期間)

1 送金の標準履行期間は、別紙「国・地域別サービス内容」に定める期間とし、送金依頼の確定前にアプリ等へ表示します。アプリ等の表示は、登録簿その他当社が関係当局に届け出た内容に記載した標準履行期間と矛盾しないものとします。

2 表示する標準履行期間は通常想定される期間であり、追加確認、休日、通信若しくはシステム障害、海外提携先若しくは受取金融機関等の事情、規制当局の措置、災害その他の事情により遅延することがあります。

第 14 条(受取証書及び取引情報)

1 当社は、利用者から送金資金を受領したとき、法令で定める事項を記載した受取証書又はこれに相当する電磁的記録を、アプリ、電子メールその他当社所定の方法により提供します。

2 利用者は、アプリ等により送金の処理状況及び取引履歴を確認することができます。

第 15 条(取引の保留、拒否及び解除)

1 当社は、次の場合、送金依頼を保留し、拒否し、又は成立後の送金契約を解除することがあります。

- (1) 本人確認、取引時確認、制裁確認その他法令上又はリスク管理上必要な確認が完了しない場合
- (2) 入力情報に誤り、不足又は疑義がある場合
- (3) 不正利用、第三者送金、詐欺その他犯罪への関与が疑われる場合
- (4) 戦争、内乱、テロ、暴動、災害、制裁措置、資産凍結、政府機関の命令その他送金を実行できない事情がある場合
- (5) 海外提携先又は受取金融機関等が取扱いを拒否し、停止し、又は業務を継続できない場合
- (6) その他当社が送金の実行を不適当又は困難と判断する相当の理由がある場合

2 当社は、法令上通知できない場合を除き、取引を保留、拒否又は解除した旨を利用者へ通知します。

第 16 条(取消し、組戻し及び返金)

1 利用者は、当社が海外提携先へ取消不能な送金指図を発信する前に限り、当社所定の方法により送金依頼の取消しを申し出ることができます。

2 送金指図の発信後は、利用者から組戻しの申出があつた場合でも、海外提携先、受取金融機関等又は受取人の同意その他の条件により、組戻しができないことがあります。

3 送金不能、取消し又は契約解除により返金する場合、当社は利用者本人名義の口座その他当社所定の方法により返金します。返金額から、既に発生した実費又は取引条件に表示した手数料を控除することがあります。ただし、利用者の責めに帰することができない事由による場合は、法令及び当社の定めに従います。

4 制裁措置、犯罪捜査、裁判所若しくは行政機関の命令その他法令上の理由により資金を返金できない場合、当社は当該法令又は命令に従います。

第 17 条(取引内容の照会及び誤りの申告)

1 利用者は、送金の遅延、未着、過少支払、身に覚えのない取引その他の疑義を認識した場合、速やかに当社へ連絡するものとします。

2 当社は、海外提携先、受取金融機関等その他の関係先に照会し、確認結果を利用者へ通知します。

3 利用者の入力誤りが判明した場合、当社は可能な範囲で訂正又は組戻しを試みますが、訂正又は資金回収を保証するものではありません。

第 18 条(アカウント及び認証情報の管理)

1 利用者は、ID、パスワード、ワンタイムパスワード、パスキー、端末、生体認証情報その他の認証手段を自己の責任で厳重に管理し、第三者へ提供、貸与又は共有してはなりません。

2 当社は、取引リスクに応じて、多要素認証、パスキーその他フィッシング耐性を有する認証、端末確認、追加本人確認その他の安全措置を求めることがあります。

3 利用者は、認証情報の漏えい、端末の紛失、不審なログインその他不正利用のおそれを認識した場合、直ちに当社へ連絡するものとします。

第 19 条(不正利用への対応及び補償)

1 当社は、不正利用又はその疑いを認識した場合、アカウント若しくは取引の停止、認証情報の無効化、関係先への資金停止若しくは回収依頼、調査その他必要な措置を講じます。

2 不正利用被害に対する補償の可否及び範囲は、当社が公表する「不正利用被害の補償方針」、法令、本規定及び個別事情に基づき判断します。

3 利用者自身が詐欺等に欺かれて送金操作を行った場合も、当社は申告を受け付け、資金回収その他可能な支援を行います。補償の可否は個別に判断します。

第 20 条(個人情報及び外国への情報提供)

1 当社は、個人情報の保護に関する法律その他の法令及び当社が公表する「個人情報保護方針・個人情報の取扱い」に従い、利用者及び受取人等の情報を取り扱います。

2 当社は、海外送金の実行、本人確認、制裁確認、不正防止その他必要な目的のため、海外提携先、受取金融機関等その他外国にある第三者へ必要な情報を提供することがあります。

3 当社は、法令、裁判所、警察、監督官庁その他の公的機関の命令又は要請に基づき、必要な情報を提供することがあります。

第 21 条(利用登録及び取引の停止又は終了)

1 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、事前の通知なく、利用登録又は取引の全部若しくは一部を停止又は終了することがあります。

- (1) 本規定に違反した場合
- (2) 登録情報が虚偽、不正確又は更新されていない場合
- (3) 法令上又は当社のリスク管理上必要な確認に応じない場合
- (4) 不正利用、犯罪、第三者送金その他不適切な利用のおそれがある場合
- (5) 所在不明、死亡、支払停止、破産手続開始その他利用契約の継続が困難となった場合
- (6) その他当社が利用継続を不適当と判断する相当の理由がある場合

2 利用者は、当社所定の方法により利用登録の終了を申し出ることができます。未完了取引又は未返金資金がある場合、当社所定の手続の完了後に終了します。

第 22 条(サービスの変更、停止及び終了)

1 当社は、法令改正、経済制裁、海外提携先若しくは受取金融機関等の変更、システム保守、障害その他の事情により、本サービスの全部又は一部を変更、停止又は終了することがあります。ただし、資金移動業の名称、送金先国、取扱通貨、入金・払出方法、為替レートの決定方法その他登録簿その他当社が関係当局に届け出た内容の記載事項を変更する場合は、必要な変更届その他の手続を行った後に適用します。

2 当社は、緊急の場合又は法令上通知できない場合を除き、アプリ、ウェブサイトその他適切な方法により通知します。

第 23 条(免責及び責任)

1 当社は、災害、戦争、テロ、通信障害、金融機関若しくは海外提携先の業務停止、法令若しくは政府機関の措置その他当社の合理的な管理を超える事由により生じた遅延又は損害について、当社に故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。

2 利用者の入力誤り、認証情報の管理不備その他利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、当社はその責任の程度に応じて責任を負わないことがあります。

3 本条は、消費者契約法その他の強行法規により当社の責任を免除又は制限できない場合には適用しません。

第 24 条(銀行等との誤認防止)

1 当社は、資金決済に関する法律に基づく第二種資金移動業者であり、銀行ではありません。

2 本サービスは、銀行その他の預金取扱金融機関が行う預金若しくは貯金又は定期積金等の受入れではなく、利用者から受領した資金に利息は付きません。

3 利用者から受領した資金は、預金保険制度又は貯金保険制度の対象ではありません。

第 25 条(利用者資金の保全)

1 当社は、資金決済に関する法律及び関係法令に従い、履行保証金の供託、保証契約、信託契約その他法令上認められた方法により、利用者に対する債務の履行を確保します。

2 当社が現在採用する保全方法及び利用者の還付請求権に関する事項は、当社ウェブサイトその他当社所定の方法により公表します。

3 資金決済に関する法律に定める還付手続が開始された場合、利用者は同法及び関係法令に従って還付を受けることができます。

第 26 条(通知)

1 当社から利用者への通知は、アプリ、電子メール、SMS、ウェブサイト、郵送その他当社所定の方法により行います。

2 利用者が連絡先の変更を届け出なかったことその他利用者の責めに帰すべき事由により通知が到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとして取り扱うことがあります。

第 27 条(相談、苦情及び紛争解決)

1 本サービスに関する相談及び苦情は、当社ウェブサイト等に表示するお客さま相談窓口で受け付けます。

2 当社が講じる苦情処理措置及び紛争解決措置並びに外部機関の最新の連絡先は、当社ウェブサイトその他当社所定の方法により公表します。

第 28 条(規定の変更)

1 当社は、法令の変更、サービス内容の変更その他相当の事由がある場合、民法その他の法令に従い、本規定を変更することがあります。

2 変更する場合、変更内容及び効力発生日を、効力発生日までにアプリ、ウェブサイトその他適切な方法により周知します。ただし、利用者の利益に適合する変更又は軽微な変更については、変更後の周知によることがあります。

第 29 条(準拠法及び合意管轄)

1 本規定及び本サービスに関する準拠法は、日本法とします。

2 本規定又は本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、法令上認められる範囲で、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

3 本規定の日本語版と翻訳版の内容に相違がある場合、日本語版を優先します。

附則 施行日：2026 年 4 月 1 日